

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	美容師試験	
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・推進を図ること
	I	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託）・推薦）
美容業については、美容師法により、美容師試験に合格した美容師のみが行うことができることとしている。 また、同法において、当該試験の実施については、厚生労働大臣が指定した者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。
関連公益法人名
(財) 理容師美容師試験研修センター

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
美容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮膚を対象として、パーマ溶剤、化粧品等を使用して容姿を美しくする業務であり、人の身体の安全及び衛生に直接関わるものである。美容師試験は、そのような美容業を行う者に対して必要な知識及び技能の有無を判定することを目的としており、国民の公衆衛生の維持・向上のために必要なものである。 当該事務を指定試験機関が実施することについては、本来国が実施する国家試験事務を、職員、設備、試験事務の実施の方法等の面において一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定した者が法令による基準に基づき公正に行うことによって、行政事務の効率化に資しているものである。
<参考>
・平成 1 7 年後期：試験の受験者数 1 6, 8 6 6 人 合格者数 9, 2 5 4 人
評価結果（事務・事業の必要性）
本試験は、公衆衛生の維持・向上のために必要なものであることから、引き続き実

施することとするとともに、当該試験事務を効率的に運営する観点から、指定試験機関に行わせることとする。

3. 特記事項